介護サービス事業者自主点検表

（令和5年５月版）

短 期 入 所 療 養 介 護（従来型・ユニット型）

及び

介護予防短期入所療養介護（従来型・ユニット型）

|  |  |
| --- | --- |
| 　事業所番号 |  |
| 　事業所の名称 |  |
| 　事業所の所在地 |  |
| 　電話番号 |  |
| 　法人の名称 |  |
| 　法人の代表者名 |  |
| 　管理者名 |  |
| 主な記入者 職・氏名 |  |
| 　記入年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| （運営指導日） | 令和　　年　　月　　日 |

|  |
| --- |
| **甲府市 福祉保健部 指導監査課****〒400-8585　甲府市丸の内１－１８－１****甲府市役所　本庁舎３F　⑬窓口****TEL：055(223)7056　FAX：055(228)4889****e-mail：fkansa@city.kofu.lg.jp** |

**介護サービス事業者自主点検表の作成について**

１　趣　　旨

　　　この自主点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

２　実施方法

① 　定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。

② 　記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください。

③ 　点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。

④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。

⑤ アンダーラインが引いてある部分は、原則として令和3年度及び令和4年度改正に係る部分です。

⑥ 複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑦ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

⑥この自主点検表は短期入所療養介護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防短期入所療養介護についても短期入所療養介護の運営基準等に準じて（短期入所療養介護を介護予防短期入所療養介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。

３　根拠法令等

　　　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成31年甲府市条例第4号） |
| 予防条例 | 甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成31年甲府市条例第5号　） |
| 平12老企54 | 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成１２年３月３０日付け老企第５４号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 平11厚令37 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令第３７号） |
| 平11老企25 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１１年９月１７日付け老企第２５号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12厚告19 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号） |
| 平12厚告27 | 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法平成１２年２月１０日厚生省告示第２７号） |
| 平12厚告29 | 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成１２年２月１０日厚生省告示第２９号） |
| 平12厚告123 | 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成１２年３月３０日厚生省告示第１２３号） |
| 平12老企40 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月８日付け老企第４０号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平18厚労令35 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３５号） |
| 平18厚労告127 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２７号） |
| 平18-0317001号 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項ついて（平成１８年３月１７日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） |
| 平13老発155 | 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成１３年４月６日老発第１５５号厚生労働省老健局長通知） |
| 平27厚告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９４号） |
| 平27厚告95　 | 厚生労働大臣が定める基準 （平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９５号） |
| 平27厚告96 | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９６号） |
| 令3厚労令9 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号） |
| 高齢者虐待防止法 | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号） |

介護サービス事業者自主点検表　目次

| 項目 | 内容 | 市確認欄 |
| --- | --- | --- |
| 第１ | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 |  |
| 第２ | 基本方針 |  |
| 2 | 基本方針 |  |
| 第３ | 人員に関する基準 |  |
| 3 | 従業者の員数 |  |
| 4 | 勤務体制の確保等 |  |
| 5 | 介護予防短期入所療養介護事業の人員基準 |  |
| 第４ | 設備に関する基準 |  |
| 6－1 | 短期入所療養介護事業の設備基準 |  |
| 6－2 | 介護予防短期入所療養介護事業の設備基準 |  |
| 第５ | 運営に関する基準 |  |
| 7 | 対象者 |  |
| 8 | 内容及び手続きの説明及び同意 |  |
| 9 | 指定短期入所療養介護の開始及び終了 |  |
| 10 | 提供拒否の禁止 |  |
| 11 | サービス提供困難時の対応 |  |
| 12 | 受給資格等の確認 |  |
| 13 | 要介護認定の申請に係る援助 |  |
| 14 | 心身の状況等の把握 |  |
| 15 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 |  |
| 16 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 |  |
| 17 | サービスの提供の記録 |  |
| 18 | 利用料等の受領 |  |
| 19 | 滞在費及び食費 |  |
| 20 | 保険給付の請求のための証明書の交付 |  |
| 21 | 指定短期入所療養介護の取扱方針 |  |
| 22 | 身体的拘束等 |  |
| 23 | 短期入所療養介護計画の作成 |  |
| 24 | 診療の方針 |  |
| 25 | 機能訓練 |  |
| 26 | 看護及び医学的管理の下における介護 |  |
| 27 | 介護職員等による喀痰吸引等について |  |
| 28 | 食事の提供 |  |
| 29 | その他のサービスの提供 |  |
| 30 | 利用者に関する市町村への通知 |  |
| 31 | 管理者の責務 |  |
| 32 | 運営規程 |  |
| 33 | 定員の遵守 |  |
| 34 | 地域等との連携 |  |
| 35 | 非常災害対策 |  |
| 36 | 業務継続計画の策定等 |  |
| 37 | 衛生管理等 |  |
| 38 | 掲示 |  |
| 39 | 秘密保持等 |  |
| 40 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 |  |
| 41 | 苦情処理 |  |
| 42 | 地域との連携 |  |
| 43 | 事故発生時の対応 |  |
| 44 | 虐待の防止 |  |
| 45 | 会計の区分 |  |
| 46 | 記録の整備 |  |
| 第６ | 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 |  |
| Ⅰ　ユニット型でない指定介護予防短期入所療養介護事業所 |  |
| 47 | 指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針 |  |
| 48 | 指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針 |  |
| Ⅱ　ユニット型介護予防短期入所療養介護事業所 |  |
| 49 | 提供に当たっての留意事項 |  |
| 第７ | 変更の届出等 |  |
| 50 | 変更の届出等 |  |
| 第８ | 介護給付費の算定及び取扱い（介護予防含む） |  |
| 51 | 基本的事項 |  |
| 52 | 介護老人保健施設短期入所療養介護費 |  |
| 53 | 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 |  |
| 54 | ユニットケアに関する減算 |  |
| 55 | 夜勤職員配置加算 |  |
| 56 | 個別リハビリテーション実施加算 |  |
| 57 | 認知症ケア加算 |  |
| 58 | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 |  |
| 59 | 緊急短期入所受入加算 |  |
| 60 | 若年性認知症利用者受入加算 |  |
| 61 | 重度療養管理加算 |  |
| 62 | 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 |  |
| 63 | 送迎加算 |  |
| 64 | 従来型個室の利用 |  |
| 65 | その他 |  |
| 66 | 連続した使用 |  |
| 67 | 総合医学管理加算 |  |
| 68 | 療養食加算 |  |
| 69 | 認知症専門ケア加算 |  |
| 70-1 | 緊急時施設療養費 |  |
| 70-2 | 特定診療費 |  |
| 71 | サービス提供体制強化加算 |  |
| 72 | 介護職員処遇改善加算 |  |
| 73 | 介護職員等特定処遇改善加算 |  |
| 74 | 介護職員等ベースアップ等支援加算 |  |

| 項　目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | 点　検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　一般原則 |
| 1 　一般原則 | ①　利用者の意思及び人格をを尊重して、常に利用者の立場に立った指定短期入所療養介護の提供に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第1項平11厚令37第3条第1項 |
|  | ②　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第2項平11厚令37第3条第2項 |
|  | ③　暴力団員又は暴力団員でなくなってから５年を経過していない者が、役員等（法第７０条第２項第６号に規定する役員等をいう。）になっていませんか。 | いない・いる | 条例第4条【独自基準（市）】 |
| （高齢者虐待の防止） | ④　事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第5条 |
| 【養護者（養介護施設従事者等）による高齢者虐待に該当する行為】　ア　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。　イ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。）　ウ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。　エ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。　オ　養護者又は高齢者の親族が（要介護施設従事者等が）当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 | 高齢者虐待防止法第2条 |
|  | ⑤　高齢者虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第7条、第21条 |
|  | ⑥　高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第20条 |
| 第２　基本方針 |
| 2 | 事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっていますか。 | はい・いいえ |  |
| 基本方針 | 〔短期入所療養介護の基本方針〕　指定短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。  |  | 条例第179条平11厚令37第141条 |
| 〔ユニット型指定短期入所療養介護の基本方針〕ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者１人１人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 |  | 条例第196条平11厚令37第155条の3 |
|  | 〔介護予防短期入所療養介護の基本方針〕指定介護予防短期入所療養介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 |  | 予防条例第141条 平18厚労令35第186条 |
|  | 〔ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の基本方針〕　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者１人１人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | 予防条例第159条平18厚労令35第204条 |
| 第３　人員に関する基準 |
| 3従業者の員数 | 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護老人保健施設又は介護医療院の入所者とみなした場合における介護老人保健施設又は介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっていますか。また、療養病床を有する病院又は診療所にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第180条第1項第1号平11厚令37第142条第1項第1号 |
|  | 〔用語の定義〕※「常勤」当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。　また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる指定短期入所生活介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定短期入所生活介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。　なお、併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者（施設長）のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といったただし書きがあるものに限ります。同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務（看護、介護、機能訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。　また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。 |  | 平11老企25第二の2(3) |
|  | ※「常勤換算方法」当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が指定短期入所療養介護と指定訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が指定短期入所療養介護の看護職員とと指定訪問看護の看護職員を兼務する場合、指定短期入所療養介護における勤務延時間数には、指定短期入所療養介護の看護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とします。 | 平11老企25第二の2(1) |
| 4勤務体制の確保等 | ①　管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 | はい・いいえ | 労働基準法第15条労働基準法施行規則第5条 |
| ※　雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。①労働契約の期間に関する事項②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）⑦昇給の有無（※）　　⑧退職手当の有無（※）⑨賞与の有無（※）　　⑩相談窓口（※）※　非常勤職員のうち、短時間労働者（１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。　　 |  |  |
|  |
| ②　利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第111条第1項)平11厚令37第155条準用(第101条第1項) |
|  | ③　原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の支援相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の九の2の(11)準用第3の六の3の(5) |
|  | ④　事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定短期入所療養介護を提供していますか。（ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。） | はい・いいえ | 条例第194条準用(第111条第2項)平11厚令37第155条準用(第101条第2項) |
|  | ⑤　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第111条第3項)平11厚令37第155条準用(第101条第3項) |
|  | ⑥　上記研修において、事業者は、全ての従業者（医療・福祉関係の資格を有する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※ 　令和６年３月31日までの間は、努力義務とされています。　また、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後１年間の猶予期間を設けることとし、採用後１年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとします（この場合についても、令和６年３月31日までは努力義務で差し支えありません）。 |  |  |
|  | ※ 　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 |  |  |
|  | ※ 　⑥の研修の対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。 |  |  |
|  | ⑦　職場におけるハラスメント防止のために雇用管理上の措置を行っていますか。（なお、セクシュアルハラスメントについては上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。） | はい・いいえ |  |
|  | ハラスメント防止のために講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組は、以下のとおりです。ア　講ずべき措置の具体的内容　　・方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること　　・相談・苦情に応じるための体制を整備することイ　事業主が講じることが望ましい取組　・相談に対応するために必要な体制の整備　・被害者への配慮のための取組　・被害防止のための取組 |  |  |
|  | ※ 　措置を行う際には「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にしてください。以下の厚生労働省ホームページに掲載しています。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html）　　加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、これらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進してください。 |  |  |
| （ユニット型） | ①　利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第204条第1項平11厚令37第155条の10の2第1項 |
|  | ②　①の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っていますか。　　　　 | はい・いいえ | 条例第204条第2項平11厚令37第155条の10の2第2項 |
|  | 　ア　昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。　イ　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人 以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務 に従事する職員として配置すること。　　ウ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 |  |
|  | ③　事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供していますか。 （ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。） | はい・いいえ | 条例第204条第3項平11厚令37第155条の10の2第3項 |
|  | ④　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 | はい・いいえ | 条例第204条第4項平11厚令37第155条の10の2第4項 |
|  | ⑤　上記研修において、事業者は、全ての従業者（医療・福祉関係の資格を有する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※ 　令和６年３月31日までの間は、努力義務とされています。　また、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後１年間の猶予期間を設けることとし、採用後１年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとします（この場合についても、令和６年３月31日までは努力義務で差し支えありません）。 |  |  |
|  | ※ 　⑤の研修の対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。 |  |  |
|  | ⑤　適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第204条第5項平11厚令37第155条の10の2第4項 |
|  | ※　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの含まれることに留意してください。　 |  |  |
|  | 　ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第６１５号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。ａ　　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。ｂ 　相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 |  |  |
|  | 　イ　事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、アの「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  |  |
|  | ※　パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第２４号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第３０条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が３００人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じてください。 |  |  |
| 5介護予防短期入所療養介護事業の人員基準 | 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防介護短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定短期入所療養介護事業における従業者の員数の基準を満たすことをもって、指定介護予防短期入所療養介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 予防条例第142条第2項平18厚労令35第187条第2項 |
| 第４　設備に関する基準 |
| 6-1短期入所療養介護事業の設備基準 | 　法に規定する介護老人保健施設等（ユニット型介護老人保健施設等に関するものを除く。）として必要とされる施設及び設備を有していますか。 | はい・いいえ | 条例第181条第1項第1号平11厚令37第143条第1項第1号 |
| また、ユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、介護老人保健施設等として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設等に関するものに限る。）を有していますか。【この点検表における用語について】「介護老人保健施設等」…介護老人保健施設、介護医療院又は療養病床を有する病院若しくは療養病床を有する診療所「ユニット型介護老人保健施設等」…ユニット型介護老人保健施設、ユニット型介護医療院又はユニット型介護療養型医療施設 |  | 条例第197条平11厚令37第155条の４ |
| 6-2介護予防短期入所療養介護事業の設備基準 | 指定介護予防短期入所療養介護事業者（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者）が指定短期入所療養介護事業者（ユニット型指定短期入所療養介護事業者）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護（ユニット型指定短期入所療養介護）の事業と指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定短期入所療養介護事業（ユニット型指定短期入所療養介護事業）における設備に関する基準を満たすことをもって、指定介護予防短期入所療養介護事業（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業）における当該基準を満たしているものとみなすことができる。 |  | 予防条例第143条第3項第160条第2項平18厚労令35第188条第3項第205条第2項 |
| 第５　運営に関する基準 |
| 7　対象者 | 利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設等の療養室又は病室において指定短期入所療養介護を提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第182条平11厚令37第144条 |
| 8内容及び手続きの説明及び同意 | 指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条第1項準用(第140条第1項)平11厚令37第155条準用(第125条第1項) |
|  | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。　ア　運営規程の概要　イ　従業者の勤務体制　ウ　事故発生時の対応　エ　苦情処理の体制　　オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 |  | 平11老企25第3の九の2の(11)準用第三の八の3(1) |
| ※ 　わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い同意を得なければなりません。　　　また、職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例で置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも可能です。（重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とします。） |  |  |
| 9指定短期入所療養介護の開始及び終了 | 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第141条第2項)平11厚令37第155条準用(第126条第2項) |
| 10提供拒否の禁止 | 正当な理由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んではいませんか。　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していませんか。 | いない・いる | 条例第194条準用(第10条)平11厚令37第155条準用(第9条)平11老企25第3の九の2の(11)準用第3の一の3(2)） |
| 11サービス提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第11条)平11厚令37第155条準用(第10条) |
| 12受給資格等の確認 | ①　指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第12条第1項)平11厚令37第155条準用(第11条第1項) |
|  | ②　被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所療養介護を提供するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第12条第2項)平11厚令37第155条準用(第11条第2項) |
| 13要介護認定の申請に係る援助 | ①　指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第13条第1項)平11厚令37第155条準用(第12条第1項) |
|  | ②　居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第13条第2項)平11厚令37第155条準用(第12条第2項) |
| 14心身の状況等の把握 | 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第14条)平11厚令37第155条準用(第13条) |
| 15法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第６４条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第16条)平11厚令37第155条準用(第15条) |
| 16居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第17条)平11厚令37第155条準用(第16条) |
| 17サービスの提供の記録 | ①　指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入所療養介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第20条第1項)平11厚令37第155条準用(第19条第1項) |
|  | ②　指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第20条第2項)平11厚令37第155条準用(第19条第2項)条例第193条第2項平11厚令37第154条の２第2項【独自基準（市）】 |
| ※　提供した具体的なサービスの内容等として記録すべき事項は次のとおりです　　　ア　サービスの提供日イ　具体的なサービスの内容ウ　利用者の心身の状況　　 エ　その他必要な事項 |
| ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。 |
| 18利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。 | はい・いいえ | 条例第183条第1項平11厚令37第145条第1項平11老企25第３の九の２(1)①準用（第3の一の3(10)①） |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じないようにしていますか。 | はい・いいえ | 条例第183条第2項平11厚令37第145条第2項 |
|  | ※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定短期入所療養介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。ア　利用者に、当該事業が指定短期入所療養介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。　イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定短期入所療養介護事業所の運営規程とは別に定められていること。　ウ　会計が指定短期入所療養介護の事業の会計と区分されていること。 | 平11老企25第３の九の２(1)①準用（第3の一の3(10)②） |
|  | ③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。 | いない・いる | 条例第183条第3項平11厚令37第145条第3項 |
|  | イ 食事の提供に要する費用ロ　滞在に要する費用ハ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用ニ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用ホ　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合（送迎加算を算定する場合）を除く。）ヘ　理美容代ト　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介 護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 |  |  |
|  | なお、トの費用の具体的な範囲については、平成12年3月30日老企第５４号通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われていますか。 | はい・いいえ | 平12老企54 |
|  | ④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第183条第5項平11厚令37第145条第5項 |
| ※　上記③イ～ニに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとします。 |
|  | ⑤　指定短期入所療養介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第６５条）で定めるところにより、領収証を交付していますか。 | はい・いいえ | 法第41条第8項 |
|  | ⑦　上記⑥の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。〔参考〕「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡） | はい・いいえ | 施行規則第65条 |
|  | ※　領収証の記載内容は、上記事務連絡の別紙様式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。 |  |  |
| 19滞在費及び食費 | ①　滞在及び食事の提供に係る契約の締結に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該契約内容について文書により事前に説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針 |
| ②　当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得ていますか。 | はい・いいえ | １のイ１のロ |
|  | ③　滞在及び食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行っていますか。また、施設内の見やすい場所に掲示を行っていますか。 | はい・いいえ | １のハ |
|  | ④　滞在費に係る利用料は、滞在環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本としていますか。　 | はい・いいえ | ２のイの(1)の(ⅰ)(ⅱ) |
|  | 　ア　ユニット型（個室・個室的多床室）、従来型個室 　　　→室料及び光熱水費に相当する額　イ　多床室 →　光熱水費に相当する額 |
|  | ※滞在費に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。 ア　利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み公的助成の有無についても勘案すること。） イ　近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用 |  | ２のイの(2)の(ⅰ)(ⅱ) |
|  | ⑤　食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本としていますか。 | はい・いいえ | ２のロ |
|  | ⑥　利用者が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、上記の滞在費及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領していますか。 | はい・いいえ | ３ |
| 20保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第22条)平11厚令37第155条準用(第21条) |
| 21指定短期入所療養介護の取扱方針（従来型） | （従来型） |  |  |
| ①　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第184条第1項平11厚令37第146条第1項 |
| ②　相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。 | はい・いいえ | 条例第184条第2項平11厚令37第146条第2項 |
|  | ※「相当期間以上」とは、概ね４日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、４日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供することとします。 |  | 平11老企25第3の九の2の(2)① |
|  | ③　指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第184条第3項平11厚令37第146条第3項 |
|  | ④　自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第184条第6項平11厚令37第146条第6項 |
| （ユニット型） | （ユニット型） |  |  |
| ①　利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われていますか。 | はい・いいえ | 条例第199条第1項平11厚令37第155条の6第1項 |
|  | ②　利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第199条第2項平11厚令37第155条の6第2項 |
|  | ③　利用者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。 | はい・いいえ | 条例第199条第3項平11厚令37第155条の6第3項 |
|  | ④　利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われていますか。 | はい・いいえ | 条例第199条第4項平11厚令37第155条の6第4項 |
|  | ⑤　従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第199条第5項平11厚令37第155条の6第5項 |
|  | ⑥　自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第199条第8項平11厚令37第155条の6第8項 |
| 22身体的拘束等 | ①　指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 | いない・いる | 条例第184条第4項平11厚令37第146条第4項条例第199条第6項平11厚令37第155条の6第6項 |
|  | 〔身体拘束禁止の対象となる具体的行為〕ア　徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。イ　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。ウ　自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。エ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。オ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。カ　車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。キ　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。ク　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。ケ　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。コ　行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。サ　自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 |  | 平13老発155(身体拘束ゼロへの手引き）条例第193条第2項平11厚令34第154条の2第2項【独自基準（市）】 |
| ※　当該記録は、５年間保存しなければなりません。 |
|  | ②　管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。 | はい・いいえ | 平13老発155の2・3 |
|  | ③　緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第184条第5項平11厚令37第146条第5項条例第199条第7項平11厚令37第155条の6第7項【独自基準（市）】 |
| ※　当該記録は、５年間保存しなければなりません。 |
|  | ④　また、当該記録は主治医が診療録に行っていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の九の2の(2)② |
|  | ⑤　緊急やむを得ず身体的拘束を行った場合には、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、利用者の日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家族等関係者の間で直近の情報を共有していますか。  | はい・いいえ | 平13老発155の6 |
| ⑥　「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などを参考にして、文書により利用者や家族にわかりやすく説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 平13老発155の2､3 |
| ⑦　上記の説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成及び同意を得ていますか。

|  |
| --- |
| 上記の説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成及び同意を得ていますか。①　拘束の三要件（切迫性、非代替性、一時性）の全てが満たされているか。②　拘束期間の「解除予定日」が定められているか。③　説明書(基準に定められた身体拘束の記録)は拘束開始日より前に作成されているか。 |

 | はい・いいえ |  |
| 23　短期入所療養介護計画の作成(予防も同様) | ①　管理者は、相当期間以上（概ね４日以上）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成していますか。 | はい・いいえ | 条例第185条第1項平11厚令37第147条第1項 |
| ②　介護支援専門員に短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の九の2の(3)① |
|  | ③　短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | はい・いいえ | 条例第185条第2項平11厚令37第147条第2項 |
|  | ④　管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第185条第3項平11厚令37第147条第3項 |
|  | ⑤　管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付していますか。 | はい・いいえ | 条例第185条第4項平11厚令37第147条第4項 |
| 24　診療の方針(予防も同様) | 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとしていますか。 |  |  |
| ①　診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第186条第1号平11厚令37第148条第1号平11老企25第3の九の2の(4) |
| ②　診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第186条第2号平11厚令37第148条第2号 |
|  | ③　常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第186条第3号平11厚令37第148条第3号 |
|  | ④　検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第186条第4号平11厚令37第148条第4号 |
|  | ⑤　特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行っていませんか。 | いない・いる | 条例第186条第5号平11厚令37第148条第5号 |
|  | ⑥　別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方していませんか。 | いない・いる | 条例第186条第6号平11厚令37第148条第6号 |
|  | ⑦　入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第186条第7号平11厚令37第148条第7号 |
| 25機能訓練(予防も同様) | 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第187条平11厚令37第149条 |
| 26　看護及び医学的管理の下における介護(予防も同様) | ①　看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われていますか。 | はい・いいえ | 条例第188条第1項平11厚令37第150条第1項 |
| ②　利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により、１週間に２回以上利用者を入浴させていますか。 　ただし、利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第188条第2項平11厚令37第150条第2項平11老企25第3の九の2の(6)① |
|  | ③　介護を要する者に対する入浴サービスについては、常に事故の危険性があること、たとえ短時間であっても職員が目を離すことは重大な事故につながる恐れがあるため、次のような事項を実施していますか。 | はい・いいえ |  |
| ア　利用者の入浴中に職員の見守りがなくなる時間はありませんか。 |  |
| イ　事故などが発生した場合に備え、複数の職員が配置され、事故対応中にも、他の入浴者への見守りについて連携する体制が確保されていますか。 |  |
| ウ　施設ごとの処遇方法を職員に理解させるためにマニュアルを整備し、定期的に職員に周知していますか。 |  |
| エ　機械浴の操作方法について、担当職員がその操作方法を十分に理解しているか確認していますか。 |  |
| オ　新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、マニュアルの内容や突発事故が発生した場合の対応について研修を実施していますか。 |  |
|  | 【入浴中の事故の例】ア　職員が１人で、寝台型機械浴槽用のリフト型ストレッチャー上で洗身介助を行っていた。背中を洗うため横向きにしようとした際、入所者が頭から転落した。イ　職員３人で利用者４人を入浴介助中、利用者１人が怪我をしたため、職員２人が浴室を離れた。その間、職員１人で利用者３人を介助・見守りしていた。職員が利用者１人の体を洗っているとき、浴槽内の利用者が溺れた。ウ　職員が利用者をチェアインバスに入れ、手動の給湯のボタンを押した後、その場を離れている間に浴槽内の水位が上がり、利用者が溺れた。エ　職員が利用者をリフターで浴槽に入れる際、利用者が座位を保てないこと、リフターには前屈にならないよう胸ベルトがあることを知らなかった。職員が隣室で介助の支援のためその場を離れている間に利用者が水中に前屈し溺れた。 |  |  |
|  | ④　誤薬事故を防止するため、次のような事項を実施していますか。 | はい・いいえ |  |
| ア 医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。 |  |
| イ 医務室等の保管場所について、職員の不在時は常時施錠するなど、入所者等が立ち入り、医薬品等による事故が発生することなどを未然に防ぐための措置を講じていますか。 |  |
| ウ 誤薬事故を防止するためのマニュアル等を作成していますか。また、投薬介助に係る全ての職員に内容を周知していますか。 |  |
| エ 投薬介助に際して、薬の種類や量を複数の者で確認し、確実な本人確認をするなど正しい配薬確認を行っていますか。 |  |
|  | ⑤　利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第188条第3項平11厚令37第150条第3項 |
|  | ⑥　おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。 | はい・いいえ | 条例第188条第4項平11厚令37第150条第4項平11老企25第3の九の2の(6)② |
| ※　利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入居者の排せつ状況を踏まえて実施していますか。 | はい・いいえ |
| ※　おむつ交換等の排せつ介助は、入所者の状況に応じて下記ア～キのとおり行っていますか。ア　おむつ交換は、汚れたら求めに応じて直ちに交換する随時交換を基本としますが、認知症その他の障がいで意思伝達が不可能な場合の定時交換は、十分な頻度で行っていますか。　イ　不安感や羞恥心への配慮をしていますか。　ウ　感染対策に留意していますか。　エ　夜間の排せつ介助及びおむつ交換についても、十分配慮されていますか。　オ　衝立、カーテン等を活用して、プライバシーに配慮していますか。　カ　汚物入容器等は見苦しくないようにしていますか。　キ　汚物は速やかに処理されていますか。 | はい・いいえ |
|  | ⑦　①から⑥に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第188条第5項平11厚令37第150条第5項 |
|  | ⑧　利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはいませんか。 | いない・いる | 条例第188条第6項平11厚令37第150条第6項 |
|  | ユニット型指定短期入所療養介護の看護及び医学的管理の下における介護 |
|  | ①　看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われていますか。 | はい・いいえ | 条例第200条第1項平11厚令37第155条の7第1項 |
|  | ②　利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。 | はい・いいえ | 条例第200条第2項平11厚令37第155条の7第2項 |
|  | ③　利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供していますか。　　　ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができます。 | はい・いいえ | 条例第200条第3項平11厚令37第155条の7第3項 |
|  | ④　利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第200条第4項平11厚令37第155条の7第4項 |
|  | ⑤　おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。 | はい・いいえ | 条例第200条第5項平11厚令37第155条の7第5項 |
|  | ⑥　①～⑤に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。 | はい・いいえ | 条例第200条第6項平11厚令37第155条の7第6項 |
|  | ⑦　利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていませんか。 | いない・いる | 条例第200条第7項平11厚令37第155条の7第7項 |
| 27　喀痰吸引等について | ①　介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士（資格証に行為が付記されていること）にのみ、これを行わせていますか。 | はい・いいえ非該当 | 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、48条の3同法施行規則第26条の2、第26条の3平成23年11月11日社援発1111第1号　厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係） |
| （該当事業所のみ点検してください。） | ②　事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。） | はい・いいえ |
|  | ③　介護福祉士（認定特定行為業務従事者）による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。　　また、指示書は次のとおりとなっていますか（該当項目にチェック）。　　□ 医師の指示書が保管されている。　　□ 指示書は有効期限内のものとなっている。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | はい・いいえ |  |
|  | ④　喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士（認定特定行為業務従事者）と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑤　対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 | はい・いいえ |
| ⑥　対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 | はい・いいえ |
|  | ⑦　実施した結果について、結果報告書の作成、医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑧　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 | はい・いいえ |
| ⑨　たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。　 | はい・いいえ |
| 28　食事の提供(予防も同様) | ①　利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われていますか。 | はい・いいえ | 条例第189条第1項平11厚令37第151条第1項 |
| ※個々の利用者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うよう努めるとともに、利用者の栄養状態、身体の状況並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行ってください。 | 平11老企25第3の九の２(7)① |
| ②　利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第189条第2項平11厚令37第151条第2項 |
|  | ③　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の九の２(7)② |
|  | ④　食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいですが、早くても午後５時以降としていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の九の２(7)③ |
|  | ユニット型指定短期入所療養介護における食事の提供 |
|  | ①　栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第201条第1項平11厚令37第155条の8第1項 |
|  | ②　利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第201条第2項平11厚令37第155条の8第2項 |
|  | ③　利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。 | はい・いいえ | 条例第201条第3項平11厚令37第155条の8第3項 |
|  | ④　利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。 | はい・いいえ | 条例第201条第4項平11厚令37第155条の8第4項 |
| 29　その他のサービスの提供(予防も同様) | ①　適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第190条第1項平11厚令37第152条第1項 |
| ②　常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第190条第2項平11厚令37第152条第2項 |
|  | 【ユニット型指定短期入所療養介護におけるその他サービスの提供】 |
|  | ①　利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。 | はい・いいえ | 条例第202条第1項平11厚令37第155条の9第1項 |
|  | ②　常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第202条第2項平11厚令37第155条の9第2項 |
| 30　利用者に関する市町村への通知 | 指定短期入所療養介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第27条)平11厚令37第155条準用(第26条) |
| ア　正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  |  |
| 31　管理者の責務 | ①　管理者は、従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第59条第1項)平11厚令37第155条準用(第52条第1項) |
|  | ②　管理者は、従業者に「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第59条第2項)平11厚令37第155条準用(第52条第1項) |
| 32　運営規程 | 次に掲げる事業運営についての重要事項を内容とする運営規程を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第191条平11厚令37第153条 |
|  | ① 事業の目的及び運営の方針② 従業者の職種、員数及び職務の内容③ 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額④ 通常の送迎の実施地域⑤　施設利用に当たっての留意事項⑥　非常災害対策⑦　虐待の防止のための措置に関する事項⑧　その他運営に関する重要事項　なお、⑧の「その他運営に関する重要事項」にあっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。 |  | 平11老企25第3の九の2の(8) |
| ※　②の職員については、介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載してください。置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも可能です。 |  |  |
| ※ ⑦の虐待の防止のための措置に関する事項は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待等が発生した場合の対応方法等を記載してください（令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされています。 |  |  |
| 33　定員の遵守 | 　定員に定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護（ユニット型指定短期入所療養介護）を行ってはいませんか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。） | いない・いる | 条例第192条条例第205条平11厚令37第154条 |
|  | ※　利用者を当該介護老人保健施設等の入所者又は入院患者とみなした場合において、入所（居）定員及び療養室の定員又は病床数及び病室の定員を超えて指定短期入所療養介護（ユニット型指定短期入所療養介護）を行ってはなりません。 |  | 第155条の11 |
| 34　地域等との連携 | 　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第154条)平11厚令37第155条準用(第139条) |
| 35　非常災害対策 | ①　非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用（第113条第1項）平11厚令37第155条準用（103条第1項） |
|  | ②　非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしていますか。 |  | 条例第194条準用（第113条第2項）平11厚令37第155条準用（103条第2項）【独自基準（市・県）】 |
|  | ③　訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めていますか。 |  | 条例第194条準用（第113条第3項）平11厚令37第155条準用（第103条第3項）【独自基準（市・県）】 |
|  | ④　非常災害の際に利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めていますか。 |  | 条例第194条準用（第113条第4項）平11厚令37第155条準用（第103条第4項）【独自基準（市・県）】 |
|  | ※　非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。　　　関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。　　　なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。　　　この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。 |  | 平11老企25第３の九の２(11)準用（第3の六の3(6)） |
|  | ※ ②の市・県の独自基準では、非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、事業所ごとに発生することが予想される非常災害の種類に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にしています。 |  |  |
|  | ※　③の独自基準では、非常災害時には事業所の従業員のみでは十分な対応ができない事態も想定されることから、避難、救出その他必要な措置に関する訓練について、消防機関のほか、近隣住民及び地域の消防団、ボランティア組織、連携関係にある施設等の関係機関と連携して実施することにより、非常災害時に円滑な協力が得られる体制づくりを求めることとしています。 |  |  |
|  | ※　④の独自基準では、大規模災害の発生時においては、水道、電気等の供給停止や交通インフラの寸断などによる物資の遅配が想定されることから、利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うことにより、非常災害への備えの強化を図るものです。入所施設における飲料水及び食糧は、甲府市地域防災計画で社会福祉施設において必要とされている３日分程度の備蓄に努めるものとします。また、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の例としては、衛生用品（おむつ等）、医薬品、毛布、シート類、簡易トイレ、照明器具、熱源（調理用等）、発電機等が挙げられます。通所による利用者に対する備えについては、当該事業所における利用者の状況、居宅の場所等を勘案し、帰宅が困難となる者を想定して行うものとします。 |  |  |
| ※　非常災害対策については「社会福祉施設等における非常災害対策計画策定の手引」（平成２９年３月　山梨県福祉保健部）等を参考としてください。 |
| 36業務継続計画の策定等 | 【努力義務】当該項目の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 |  |  |
| ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ |  |
| ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してくださいア 感染症に係る業務継続計画ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ 初動対応ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ 他施設及び地域との連携 |  |
| ※　各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能です。 |  |
| ②　短期入所療養介護従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ |  |
| ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 |  |
| ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 |  |
| ※　なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。 |  |
| ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
| 3７　衛生管理等 | ①　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第132条第1項)平11厚令37第155条準用(第118条第1項)  |
|  | ※　医薬品の管理については、当該通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられます。 |  | 平11老企25第３の九の２(11)準用（第3の七の3(4)③） |
|  | ②　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる（ア～ウ）の措置を講じていますか。　※　令和６年３月31日までの間は、努力義務とされています。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第132条第2項)平11厚令37第155条準用(第118条第2項) |
|  | 　ア　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者に周知徹底を図っていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※ 　上記委員会は、事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいとされています。また、構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。この感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 |  |  |
|  | ※ 　委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  | ※ 　委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  |  |
|  | イ　当該短期入所療養介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 |  |  |
|  | ※ 　この指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。　　　また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 |  |  |
|  | 　　ウ　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 |  |  |
|  | ※ 　研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 |  |  |
|  | ※ 　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいとされます。また、研修の実施内容についての記録が必要です。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 |  |  |
|  | ※ 　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応についての訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  |  |
|  | ※　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。 |  | 平11老企25第３の九の２(11)準用（第3の七の3(4)①） |
|  | ※　特にインフルエンザ対策等、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。 |  | 平11老企25第３の九の２(11)準用（第3の七の3(4)②） |
|  | ※　空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。　　⇒施設内の適当な場所に温度計、湿度計を設置し、客観的に温度、湿度の管理を行ってください。  |  | 平11老企25第３の九の２(11)準用（第3の七の3(4)④） |
| ※　手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 |  |  |
| * 以下の通知等に基づき、感染症の発生及びまん延を防止するための措置を徹底してください。

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」（2019年3月 厚労省老人保健健康等増進事業）「老人ホーム等における食中毒予防の徹底について」（平成28年9月16日厚労省通知）「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日厚労省通知　別添）「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止の徹底について」(平成17年1月10日厚労省通知)「インフルエンザ施設内感染予防の手引」（平成25年11月改定　厚生労働省健康局結核感染症課・日本医師会感染症危機管理対策室）「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」（平成11年11月26日厚生省通知）「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日厚労省通知）「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年厚労省告示264） |
| 38掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第34条)平11厚令37第155条準用(第32条) |
| ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等をいいます。 |  |  |
| ※ 　重要事項を記載した書面（ファイル等）を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。 |  |  |
| 39秘密保持等 | ①　従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 | いない・いる | 条例第194条準用(第35条第1項)平11厚令37第155条準用(第33条第1項) |
| ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 |
|  | ②　従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第35条第2項)平11厚令37第155条準用(第33条第2項)平11老企25第３の九の２(11)準用（第3の一の3(22)②） |
| ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第35条第3項)平11厚令37第155条準用(第33条第3項)平11老企25第３の九の２(11)準用（第3の一の3(22)③） |
| ※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。 |
|  | ④　「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 | はい・いいえ | 個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号) |
|  | ※　個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（Ｈ29.4.14個人情報保護委員会・厚生労働省）」を参照してください。 |  |  |
| 40　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他財産上の利益を供与していませんか。 | いない・いる | 条例第194条準用(第38条)平11厚令37第155条準用(第35条) |
| 41苦情処理 | ①　提供した指定短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第39条第1項)平11厚令37第155条準用(第36条第1項) |
|  | ※　具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等の措置をいいます。 |  | 平11老企25第３の九の２(11)準用（第3の一の3(25)①） |
| ※　苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚労省通知）を参考としてください。 |
|  | ②　①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。※　当該記録は、５年間保存しなければなりません。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第39条第2項)平11厚令37第155条準用(第36条第2項)条例第193条第2項平11厚令37第154条の２第2項【独自基準（市）】 |
|  | ③　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第３の九の２(11)準用（第3の一の3の(25)②) |
|  | ④　提供した指定短期入所療養介護に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第39条第3項)平11厚令37第155条準用(第36条第3項) |
|  | ⑤　市町村からの求めがあった場合には、④の改善の内容を市町村に報告していますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第39条第4項)平11厚令37第155条準用(第36条第4項) |
|  | ⑥　提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条（連合会の業務）第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第39条第5項)平11厚令37第155条準用(第36条第5項) |
|  | ⑦　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第39条第6項)平11厚令37第155条準用(第36条第6項) |
| 42　地域との連携 | 　事業の運営に当たっては、提供した短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第40条)平11厚令37第155条準用(第36条の2) |
| 43　事故発生時の対応 | ①　利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第41条第1項)平11厚令37第155条準用(第37条第1項) |
|  | ②　事故が発生した場合の対応方法は、あらかじめ定めてありますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第３の九の２(11)準用（第3の一の3(27)①) |
|  | ③　①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第41条第2項)平11厚令37第155条準用(第37条第2項) |
|  | ④　利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第41条第3項)平11厚令37第155条準用(第37条第3項) |
|  | ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 |  | 平11老企25第３の九の２(11)準用（第3の一の3の(27)②) |
|  | ⑤　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第３の九の２(11)準用（第3の一の3の(27)③) |
| 44虐待の防止 | 【努力義務】当該項目の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 |  |  |
| 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため、①から④までの措置をとっていますか。 | はい・いいえ |  |
| ①「虐待防止検討委員会」を設置・運営していますか。 | はい・いいえ |  |
| ※ 　委員会は管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的な開催を必要とします。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいとされています。 |
| ※ 　虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。その際は個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守してください。　　また、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営したり他のサービス事業者との連携等により合同で行うこともできます。 |
| ※ 　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果は、従業者に周知徹底を図る必要があります。イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関することロ 虐待の防止のための指針の整備に関することハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関することニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |
| ② 　虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための「虐待の防止のための指針」を策定していますか。 | はい・いいえ |  |
| ※　「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項へ 成年後見制度の利用支援に関する事項ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |
| ③ 　虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発とともに虐待の防止の徹底を行うため「虐待の防止のための従業者に対する研修」を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※ 　指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施してください。また、研修の実施内容については記録が必要となります。研修の実施は、事業所内での研修で構いません。 |  |
|  | ④ 　事業所における虐待を防止するための体制として、上記①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※ 　当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいとされます。 |
| 45　会計の区分 | ①　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | はい・いいえ | 条例第194条準用(第42条)平11厚令37第155条準用(第38条) |
|  | ※　具体的な会計処理については、次の通知に基づき適切に行ってください。・　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」　　（平成13年3月28日 老振発第18号）・「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」　　（平成12年3月31日　老発第378号） |  | 平11老企25第３の九の２（11）準用（第3の一の3(28)） |
| 46記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第193条第1項平11厚令37第154条の2第1項 |
|  | ②　利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。 | はい・いいえ | 条例第193条第1項平11厚令37第154条の2第1項平11老企25第3の九の2の(10)【独自基準（市）】】 |
|  | ア　短期入所療養介護計画イ　提供した具体的なサービスの内容等の記録ウ　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録エ　市町村への通知に係る記録（項目30参照）オ　苦情の内容等の記録カ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録には診療録が含まれます。 |
| ※ 　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。 |  |  |
| 第６　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準　 |
| Ⅰ　ユニット型でない指定介護予防短期入所療養介護事業所 |
| 47　指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針 | ①　指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第151条第1項平18厚労令35第196条第１項 |
| ②　自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第151条第2項平18厚労令35第196条第2項 |
|  | ③　利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第151条第3項平18厚労令35第196条第3項平11老企25第4の三の7(1)① |
| ④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第151条第4項平18厚労令35第196条第4項 |
|  | ⑤　利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮していますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第4の三の7(1)③ |
|  | ⑥　指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第151条第5項平18厚労令35第196条第5項 |
| 48　指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針 | ①　主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第152条第1号平18厚労令35第197条第1号 |
| ②　管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的サービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防、短期入所療養介護計画を作成していますか。 | はい・いいえ | 予防条例第152条第2号平18厚労令35第197条第2号 |
|  | ※　「相当期間以上」とは、概ね４日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、４日未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所療養介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行ってください。 |  | 平11老企25第4の三の7(2)① |
| ※　介護予防短期入所療養介護計画については、施設に介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に介護予防短期入所療養介護計画の取りまとめを行わせること。介護支援専門員がいない場合には、療養介護計画の作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましいです。 |  |
|  | ※　当該介護予防短期入所療養介護計画は、その完結の日から５年間保存しなければなりません。 |  | 予防条例第149条第2項平18厚労令35第194条第2項【独自基準（市）】 |
|  | ③介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | はい・いいえ | 予防条例第152条第3号平18厚労令35第197条第3号 |
|  | ※　介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービスに沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 |  | 平11老企25第4の三の7(2)② |
|  | ④　管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付していますか。 | はい・いいえ | 予防条例第152条第4号・第5号平18厚労令35第197条第4号・第5号 |
| ⑤　指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第152条第6号平18厚労令35第197条第6号 |
|  | ⑥　指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第152条第7号平18厚労令35第197条第7号 |
|  | ※　介護予防短期入所療養介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行ったうえで利用者の同意を得ることを義務付けることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。　　　管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。 |  | 平11老企25第4の三の7(2)③ |
| Ⅱ　ユニット型介護予防短期入所療養介護事業所 |
| 49提供に当たっての留意事項 | ①　指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第166条第1項平18厚労令35第211条第1項 |
|  | ②　指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第166条第2項平18厚労令35第211条第2項 |
|  | ③　指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第166条第3項平18厚労令35第211条第3項 |
| 第７　変更の届出等 |
| 50変更の届出等 | ①　事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、１０日以内に、その旨を市長（介護保険課）に届け出ていますか。 | はい・いいえ | 法第75条第1項施行規則第131条 |
|  | ※　集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届提出書類一覧表」の項目に変更があった際には必ず変更届を提出してください。 |  |  |
| ※　「介護給付費算定に係る体制届」に係る加算等（算定する単位数が増えるもの）については、算定する月の１日までに届出が必要です。 | 平12老企４０第１の１(2) |
|  | ※　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長（介護保険課）に届け出てください。 |  | 法第75条第2項 |
| 第８　介護給付費の算定及び取扱い（介護予防含む） |
| 51基本的事項【介護老人保健施設】【診療所】 | ①　費用の額は、平成１２年厚生省告示第１９号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」又は平成１８年厚生労働省告示第１２７号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されていますか。 | はい・いいえ | 法第41条第4項平12厚告19の１法第53条第2項平18厚労告127の1 |
| ②　費用の額は、「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されていますか。 | はい・いいえ | 平12厚告19の２平18厚労告127の２ |
| ③　１単位の単価に単位数を乗じて得た額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。 | はい・いいえ | 平12厚告19の３平18厚労告127の３ |
| 52-1介護老人保健施設短期入所療養介護費【介護老人保健施設】 | (1)　 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平27厚告96)及び別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平12厚告29)を満たすものとして、市長に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。○夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合⇒97/100に減算○定員超過利用・人員基準欠如の場合⇒70/100に減算 | はい・いいえ | 平12厚告19の別表の9のイの注1 |
|  | （2）この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く。）・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取り扱いが行われるものです。 |  | 平12老企40第２の１（10） |
|  | 《所定単位数の算定区分について》※　適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から基準を満たす区分に変更して算定することとなります。(翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く） |  | 平12老企40第2の3(1)②④ |
|  | (2)　当該基本サービス費の算定根拠等の関係書類を整備していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | (3)　介護保健施設サービス費(Ⅳ)及びユニット型介護保険施設サービス費(Ⅳ)を算定している介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所について、以下の加算を算定していませんか。 | いない・いる該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注18 |
|  | 　　・個別リハビリテーション実施加算　　・重度療養管理加算　　・在宅復帰･在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(Ⅱ) |  |  |
|  | ※　平成27年度より、リハビリテーション機能強化加算を本体報酬に包括化したことを踏まえ、以下の事項についてあわせて留意してください。 |  | 平12老企40第2の3の(1)① |
| イ　介護老人保健施設における短期入所療養介護においては、実用的な日常生活における諸活動の自立性の向上のために、利用者の状態に応じ、利用者に必要な理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を適時適切に提供できる体制が整備されていること。 |  |  |
|  | ロ　理学療法又は作業療法については、実用歩行訓練・活動向上訓練・運動療法等を組み合わせて利用者の状態に応じて行うことが必要であり、言語聴覚療法については、失語症、構音障害、難聴に伴う聴覚・言語機能の障害又は人工内耳埋込術後等の言語聴覚機能に障害を持つ利用者に対して言語機能又は聴覚機能に係る活動向上訓練を行うことが必要である。　　　当該訓練により向上させた諸活動の能力については、常に看護師等により日常生活での実行状況に生かされるよう働きかけが行われることが必要である。 |  |  |
|  | ハ　理学療法、作業療法又は言語聴覚療法は、利用者の実用的な在宅生活における諸活動の自立性の向上のため、訓練の専用施設外においても訓練を行うことができる。　　　なお、言語聴覚療法を行う場合は、車椅子・歩行器・杖等を使用する患者が容易に出入り可能であり、遮音等に配慮された部屋等を確保することが望ましい。 |  |  |
|  | 二　理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を行うに当たっては、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同してリハビリテーション実施計画を作成し、これに基づいて行った個別のリハビリテーションの効果、実施方法等について評価等を行う。なお、短期入所療養介護においては、リハビリテーション実施計画に相当する内容を短期入所療養介護計画の中に記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとすること。 |  |  |
|  | ホ　医師等リハビリテーション従事者は、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を行う場合は、開始時に利用者に対してリハビリテーション実施計画の内容を説明し、記録する。 |  |  |
|  | ヘ　リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は利用者ごとに保管され、常に当該事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるようにすること。 |  |  |
|  |  |  |
| 52-2診療所短期入所療養介護費【診療所】 | 　診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。○夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合⇒97/100に減算○定員超過利用・人員基準欠如の場合⇒70/100に減算 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19の別表の9のハの注1平27厚告96の14・15 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める施設基準〕診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）（ⅰ）又は（ⅳ）を算定すべき施設基準は次のとおりです。 |  |
|  | ①診療所である指定短期入所療養介護事業所ですか。 | はい・いいえ |
|  | ②当該指定短期入所療養介護を行う病室における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等（当該病室における指定短期入所療養介護の利用者及び入院患者をいう。以下同じ。）の数の合計数が６又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。 | はい・いいえ |
|  | ③当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が６又はその端数を増すごとに１以上となっていますか。 | はい・いいえ |
| 53特定介護老人保健施設（特定診療所）短期入所療養介護費【介護老人保健施設】【診療所】 | 厚生労働大臣が定める施設基準及び夜勤に関する基準を満たすものとして、市長に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者（難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注2平27厚告96の14ハ平12厚告29の2イ(1)(2)平27厚告94の24 |
| ※診療所である事業所については、「届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所」を「届け出た診療所である指定短期入所療養介護事業所における当該届出に係る病室」と読み替えてください。 |  |
|  | ◎特定介護老人保健施設短期入所（特定診療所）療養介護費・　３時間以上４時間未満　　　　650単位・　４時間以上６時間未満 　　　908単位・　６時間以上８時間未満　　　1,269単位 |  |  |
| ○夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合⇒97/100に減算○定員超過利用・人員基準欠如の場合⇒70/100に減算 |  |  |
| 54-1ユニットケアに関する減算【介護老人保健施設】【診療所】 | 厚生労働大臣が定める基準（平成２７年厚生省告示第９６号の十六）を満たさない場合は、１日につき所定単位数の９７／１００に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注3平18厚労告127の別表の9ｰｲの注2 |
| ①　日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。②　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること |  | 平27厚告96の16(11を準用) |
|  | ※　ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）。 |  | 平12老企40第2の3の(8) |
| 54-2診療所設備基準減算【診療所】 | 　　次のいずれかに該当する場合、診療所設備基準減算として、１日につき６０単位を減算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19の別表の9のﾊの注4 |
| イ　療養病床・精神病床の隣接廊下幅が1.8m（中廊下の場合は2.7m）未満ロ　その他の廊下幅が1.2m（中廊下の場合は1.6m）未満 |
| 54-3食堂を有していない場合の減算【診療所】 | 　　指定短期入所療養介護事業所において食堂を有していない場合は、１日につき２５単位を減算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19の別表の9のﾊの注5 |
| 55夜勤職員配置加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市長に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、１日につき２４単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注4 |
| (予防も同様)【介護老人保健施設】 | 〔別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準〕○夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が次のとおりであること。ア　指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数（以下「利用者等の数」という。）が４１以上の介護老人保健施設にあっては、利用者等の数が２０又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、２を超えていること。イ　利用者等の数が４０以下の介護老人保健施設にあっては、利用者等の数が２０又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、１を超えていること。　 |  | 平12厚告29ニイ(3) |
|  | ②　「夜勤を行う職員」の数は、１日平均夜勤職員数とします。１日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後１０時から翌日の午前５時までの時間を含めた連続する１６時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に１６を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第３位以下は切り捨てていますか。 | はい・いいえ | 平12老企40第2の3の(2) |
| 56個別リハビリテーション実施加算(予防も同様)【介護老人保健施設】 | 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、１日につき２４０単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注5 |
| ※　個別リハビリテーションは２０分以上実施する必要があります。 |  | 平12老企40第2の3の(3) |
| 57認知症ケア加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た介護老人保健施設において、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して介護を行った場合は、１日につき７６単位を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注6平27厚告96の17 |
| 【介護老人保健施設】 | ※　短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。ただし、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定した場合は、認知症ケア加算については算定できません。 |  |  |
| 58認知症行動・心理症状緊急対応加算(予防も同様)【介護老人保健施設】【診療所】 | ①　医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき２００単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注7 |
| ※　「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指します。 |  | 平12老企40第2の3の(9)準用（2（13）） |
| ②　利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、指定短期入所療養介護の利用を開始した場合に算定していますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
|  | ③　医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定していますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
|  | ④　この際、短期入所療養介護ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らっていますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
|  | ⑤　次に掲げる者が、直接、短期入所療養介護の利用を開始した場合に、当該加算を算定していませんか。　　ア　病院又は診療所に入院中の者　　イ　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者　　ウ　認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護を利用中の者 | いない・いる該当なし |  |
|  | ⑥　判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録していますか。また、事業所も判断を行った日時、医師名、及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録していますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
| ※　７日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後８日目以降の短期入所療養介護の利用の継続を妨げるものではありません。 |  |  |
| 59緊急短期入所受入加算【介護老人保健施設】 | 厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として１日につき９０単位を所定単位数に加算していますか。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定できません。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注8 |
| 【診療所】 | 〔厚生労働大臣が定める利用者〕　利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者 |  | 平27厚告94の25 |
|  | ※　本加算は、介護を行うものが疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合であって、かつ、居宅サービス計画において当該日に短期入所を利用することが計画されていない居宅要介護者に対して、居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、その必要性を認め緊急に短期入所療養介護が行われた場合に算定できる。 |  | 平12老企40第2の3の(10) |
|  | ※　やむを得ない事情により、当該介護支援専門員との事前の連携が図れない場合に、利用者又は家族の同意の上、短期入所療養介護事業所により緊急に短期入所療養介護が行われた場合であって、事後に当該介護支援専門員によって、当該サービス提供が必要であったと判断される場合についても、当該加算を算定できる。 |  |  |
|  | ※　本加算の算定対象期間は原則として７日以内とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い、相談すること。　ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、７日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14 日を限度に引き続き加算を算定することができます。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。 |  |  |
|  | ※　緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。また、緊急利用者にかかる変更前後の居宅介護サービス計画を保存するなどして、適正な緊急利用に努めること。 |  |  |
|  | ※　緊急受入れに対応するため、居宅介護支援事業所や近隣の他の事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化すること。また、空床の有効活用を図る観点から、情報公表システム、当該事業所のホームページ又は地域包括支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めること。 |  |  |
| 60若年性認知症利用者受入加算(予防も同様)【介護老人保健施設】【診療所】 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、介護老人保健施設短期入所療養介護については１日につき１２０単位を、特定介護老人保健施設短期入所療養介護については１日につき６０単位を所定単位数に加算していますか。　　　ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しません。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注9 |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 |  | 平27厚告95の18 |
|  | ②　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っていますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12老企40第2の3の(11)準用（2（14）） |
| 61重度療養管理加算【介護老人保健施設】 | ①　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費について、利用者（要介護状態区分が要介護４又は要介護５の者に限る。）であって、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合には、重度療養管理加算として、120単位（特定介護老人保健施設短期入所療養介護費については60単位）を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注10 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める状態〕イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態ハ　中心静脈注射を実施している状態ニ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害により常時モニター測定を実施している状態ヘ　膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態ト　経鼻胃管や、胃瘻との経腸栄養が行われている状態チ　褥瘡に対する治療を実施している状態リ　気管切開が行われている状態 |  | 平27厚告94の26 |
|  | ②　重度療養管理加算は、要介護4又は要介護5に該当する者であって別に厚生労働大臣の定める状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を継続的に行い、指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を加算していますか。 | はい・いいえ | 平12老企40第2の3(4)① |
|  | ③　当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容を診療録に記録していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ④　算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者に算定していますか。 | はい・いいえ | 平12老企40第2の3(4)② |
|  | ア　「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」とは、当該月において１日当たり８回（夜間を含め約３時間に１回程度）以上実施している日が２０日を超える状態イ　　「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において１週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っている状態 |  |  |
|  | ウ　　「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をなされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な状態 |
|  | エ　　「人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態」については、人工腎臓を各週２日以上実施しているものであり、かつ、下記に掲げるいずれかの合併症をもつ状態　ａ　透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を行っている糖尿病　ｂ　常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下）ｃ　透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの　ｄ　出血性消化器病変を有するもの　ｅ　骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの　ｆ　うっ血性心不全（NYHAⅢ度以上）のもの |  |  |
|  | オ　「重篤な新機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90mmHg以下が持続する状態、又は、酸素吸入を行っても脈血酸素飽和度90%以下の状態で常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。カ　「膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できる。キ　「経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養が行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合に算定できる。ク　「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類で第三度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限ります。　　第一度：　皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない（皮膚の損傷はない）　　第二度：　皮膚創の部分的喪失（びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの）　　第三度：　皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織にまで及んでいることもあれば、及んでいないこともある　　第四度：　皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出しているケ　「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合に算定できる。 |  |  |
|  | ⑤　なお、請求明細書の摘要欄に該当する状態を記載しいていますか。複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載していますか。 | はい・いいえ |  |
| 62在宅復帰・在宅療養支援機能加算【介護老人保健施設】 | ①　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)及び(ⅲ)並びにユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)及び(ⅲ)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)として、１日につき34単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注11 |
| ②　介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）及び（ⅳ）並びにユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)及び(ⅳ)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）として、１日につき46単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし |
|  | ※算定要件は介護老人保健施設の同加算と同様のため、介護老人保健施設の自主点検表で確認してください。 |  |  |
| 63送迎加算(予防も同様)【介護老人保健施設】【診療所】 | 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき１８４単位を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注12 |
| ※送迎の必要性および送迎の実施について記録してください。 |
| 64従来型個室の利用 | 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設（診療所）短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ(ⅲ)（ⅳ）又はⅣ（ⅱ）（診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）の（ⅳ）（ⅴ）（ⅵ））を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注13 |
| (予防も同様) | イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 |  |  |
| 【介護老人保健施設】【診療所】 | ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者　〔基準〕　・　介護老人保健施設の面積が8.0㎡以下　・　診療所の病室の面積が6.4㎡以下 |  |  |
|  | ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 |
|  | (参考）（問）　従来型個室に係る新規入所者に経過措置を適用する場合の医師の判断について、判断に用いるための様式等が示されるのか。（答）　判断に用いるための様式等については示す予定はないが、医師の判断がなされたことを確実に担保する手段を講じておくことは重要であり、判断根拠等必要な書類を整備しておくことが必要である。 |  | 介護保険最新情報Ｑ＆ＡH17.10改訂関係 |
| 65その他(予防も同様)【介護老人保健施設】 | 　施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、上記「介護老人保健施設短期入所療養介護費」及び「認知症ケア加算」の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、短期入所療養介護費におけるこれらの届出があったものとみなします。 |  | 平12厚告19の別表の9のイの注14 |
| 66連続した使用(予防も同様)【介護老人保健施設】【診療所】 | 　利用者が連続して３０日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、３０日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設における短期入所療養介護費を算定していませんか。 | いない・いる該当なし | 平12厚告19の別表の9のイの注15 |
| 67総合医学管理加算 | 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、７日を限度として１日につき所定単位数を加算していますか。ただし、 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しません。 | はい・いいえ該当なし |  |
| 総合医学管理加算　　275単位 |  |
| ※ 　本加算は、居宅サービス計画において当該日に短期入所を利用することが計画されていない居宅要介護者に対して、居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、利用者又は家族の同意の上、治療管理を目的として、指定短期入所療養介護事業所により短期入所療養介護が行われた場合に７日を限度として算定できます。　利用にあたり、医療機関における対応が必要と判断される場合にあっては、速やかに医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取りはからう必要があります。 |  |
| (1)　診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行っていますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
| (2) 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していますか.。 | はい・いいえ該当なし |  |
| (3)　 利用終了日から７日以内に、利用者の主治の医師に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を交付していますか。また、交付した文書の写しを診療録に添付するとともに、主治の医師からの当該利用者に係る問合せに対しては、懇切丁寧に対応していますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
| ※ 　主治の医師への文書の交付がない場合には、利用期間中を通じて、算定できなくなることに留意してください。ただし、利用者又はその家族の同意が得られない場合は、この限りではありません。 |  |  |
| ※ 　利用中に入院することとなった場合は、医療機関に診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行った場合に限り、入院した日を除いて算定できます。 |  |  |
| 68療養食加算(予防も同様)【介護老人保健施設】【診療所】 | 　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、市長に届出た上で、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、８単位を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表の９のイの(4) |
| ※算定要件は介護老人保健施設の同加算と同様のため、介護老人保健施設の自主点検表で確認してください。 |  |
| 69認知症専門ケア加算【介護老人保健施設】【診療所】 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表の９のイの(5) |
| ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 |  |  |
| ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）　　　　　　３単位 | □ |  |
|  | ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）　　　　　　４単位 | □ |  |
| ※本加算の算定は本体施設である介護老人保健施設と一体的に行うものですので、算定要件については介護老人保健施設の自主点検表で確認してください。（診療所についても、算定要件は介護老人保健施設と同様です。） |  |
| (1)　 対象者は日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当し、認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が認めた者)となっていますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
| (2)　 利用者の総数のうち、上記対象者の占める割合が２分の１以上になっていますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
| (3)　 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は１以上、20人以上の場合は、１に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
| ※ 　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。 |  |  |
| (4)　 従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していますか | はい・いいえ該当なし |  |
| ※ 　「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
| (5)　 認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定する場合は、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了しているものを1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
| ※ 　「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。 |  |  |
|  | (6)　 認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定する場合は、事業所又は施設における介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、それに基づく研修を実施(予定)していますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
| 70-1緊急時施設療養費 (予防も同様) 【介護老人保健施設】 | 　緊急時施設療養費は、利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定していますか。○緊急時治療管理（１日につき５１１単位）・利用者の症状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。・同一の利用者について１月に１回、連続する3日を限度として算定する。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表の９のイの(6)(一)注1,2 |
| ※算定要件は介護老人保健施設の同加算と同様のため、介護老人保健施設の自主点検表で確認してください。 |  |  |
| 70-2特定診療費【診療所】 | 　利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に１０円を乗じて得た額を算定していますか。〔特定診療費に係る指導管理等及び単位数〕平成１２年厚生省告示第３０号、平成１２年老企第５８号を参照してください。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告30平12老企58 |
| 71サービス提供体制強化加算(予防も同様)【介護老人保健施設】【診療所】 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。　　　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表の９のイの(7) |
|  | 　　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　　２２単位 | □ |  |
|  | 　　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　　１８単位 | □ |  |
|  | 　　サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 　 　６単位 | □ |  |
|  | ※算定要件は介護老人保健施設の同加算と同様のため、介護老人保健施設の自主点検表で確認してください。 |  |  |
| 72介護職員処遇改善加算　(予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表の９のイの(8) |
| 【介護老人保健施設】【診療所】 | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 |  |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の39/1000 | □ |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の29/1000 | □ |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の16/1000 | □ |  |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕※　「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知） |  |  |
| 　ア　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。　イ　介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届出をしている。　　（計画書には就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類を添付）　ウ　その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。エ　キャリアパス要件等の届出をしている。 |
| 　　　〔キャリアパス要件Ⅰ〕　　　　「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（賃金に関するものを含む。）」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等を除く）」を定め、それを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
| 　　〔キャリアパス要件Ⅱ〕　　　　職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びa又はbに掲げる具体的な研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。　　　　a・・・資質向上のための計画に沿って、研修の機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。　　　　ｂ・・・資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 |  |  |
|  | 　　〔キャリアパス要件Ⅲ〕　　　次の①及び②の全てに適合すること。　　　　①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のa～cのいずれかに該当する仕組みであること。　　　　　a・・・経験に応じて昇給する仕組み　　　　　　　　　　「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。　　　　　b・・・資格等に応じて昇給する仕組み　　　　　　　　　　「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |  |  |
| 　　　　　ｃ・・・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み　　　　　　　　　　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。　　　　②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
| 　　〔加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の職場環境等要件〕　　　平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。　　〔加算(Ⅲ)の職場環境等要件〕　　　平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
| 73介護職員等特定処遇改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1のト |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の21 | □ |  |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の17 | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）第4号の2（略） |  |  |
|  | ※　「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知） |  |  |
|  | ア　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。イ　介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、市に届出をしている。　　（計画書には必要に応じて就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類等を添付）ウ　その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。エ　賃金改善以外の要件について、次に掲げる要件に基づく加算の算定要件に応じて、介護職員等特定処遇改善計画書に記載して届出をしている。 |  |  |
|  | 〔介護福祉士の配置等要件〕サービス提供体制強化加算の最も上位の区分（認知症対応型共同生活介護にあってはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ）を算定していること。 |  |  |
|  | 〔現行加算要件〕70処遇改善加算の（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。※　特定処遇改善加算と同時に処遇改善加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含みます。 |  |  |
|  | 〔職場環境等要件〕平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。なお、この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分についてそれぞれ１つ以上の取組を行うこと。 |  |  |
|  | 〔見える化要件〕特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。※　具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。なお、当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームぺージを活用する等、外部から見える形で公表すること。 |  |  |
|  | ＜各特定加算の算定要件＞特定加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。特定加算（Ⅰ）・・・介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。特定加算（Ⅱ）・・・現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。 |  |  |
| ７４介護職員等ベースアップ等支援加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表9のイ平27厚労告95第41の3号 |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の8/１０００ |  |  |
|  | 厚生労働大臣が定める基準］厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）第41号の3 |  |  |
|  | ※　「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知） |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。イ　指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ている。ウ　介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ている。エ　当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告している。オ　短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。カ　イの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。 |  |  |